



駐車場利用客に飲酒運転させないマニュアル

利用客から見えやすい場所に飲酒運転根絶に関する啓発ポスターやリーフレットを掲示してください。

係員がいる場合

CHECK!

利用客が飲酒運転しようとした場合

- 飲酒運転しないよう説得して下さい。
- 説得に応じず運転して帰ろうとする場合は、車のナンバー等を控え、110番や最寄りの警察署に通報してください。

係員がない場合

駐車場の料金精算機などの利用者が必ず見る場所に飲酒運転根絶に関する啓発ポスターやリーフレットを掲示して下さい。

飲酒運転しようとしている者、飲酒運転をしている者を発見した場合の警察への通報は県民の責務です。